

障害福祉サービス等の見込み量について

(第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画)

児童通所サービス

児童発達支援

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

※1 調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。

※2 各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の全ての利用者の利用量の年間合計の数値を、利用人数については年間の実利用者数を記載しています。

※3 令和8年度の実績は、令和8年8月請求分（令和8年3月提供分から7月提供分までの5か月間）までの実績をもとに推計（ $\times 5/12$ で一年間分に換算）したものです。今後も実績の集計に伴い修正を行っていきます。

※4 「成果目標」については、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に沿って項目

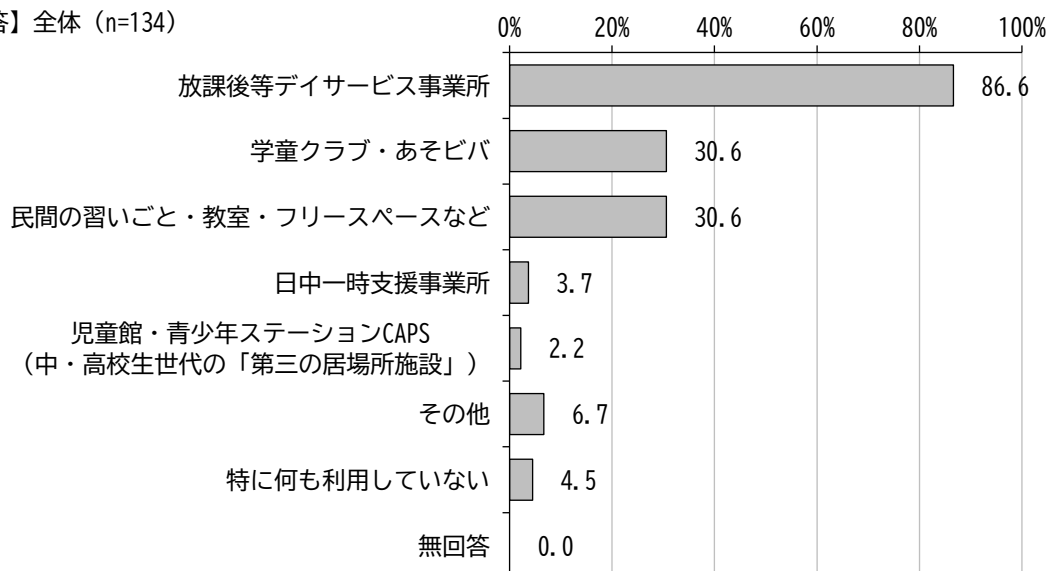
を定めています。

令和7年度調布市民福祉ニーズ調査結果 ※抜粋

(問) 現在、学校以外の時間でどのようなサービスや施設などを利用して過ごしていますか。(いくつでも○)

(18歳未満：問10)

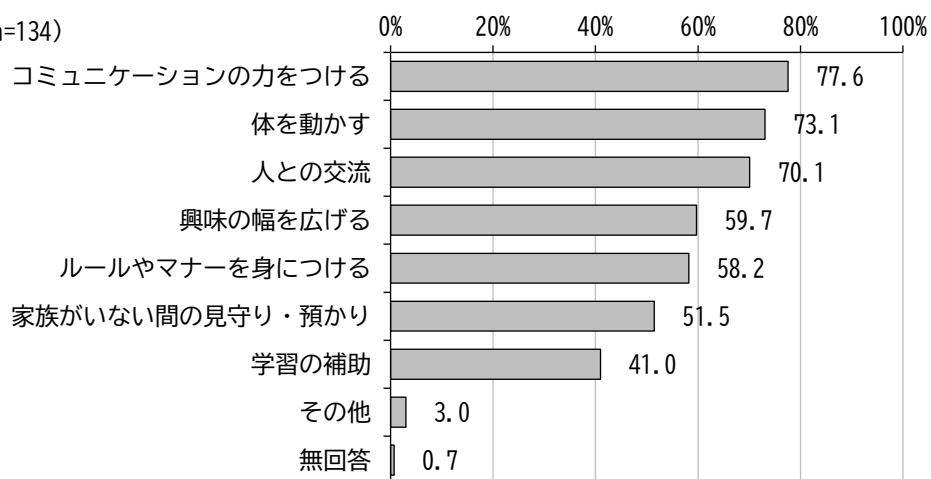
【複数回答】全体 (n=134)



(問) 放課後活動に求めていることはありますか。(いくつでも○)

(18歳未満：問11)

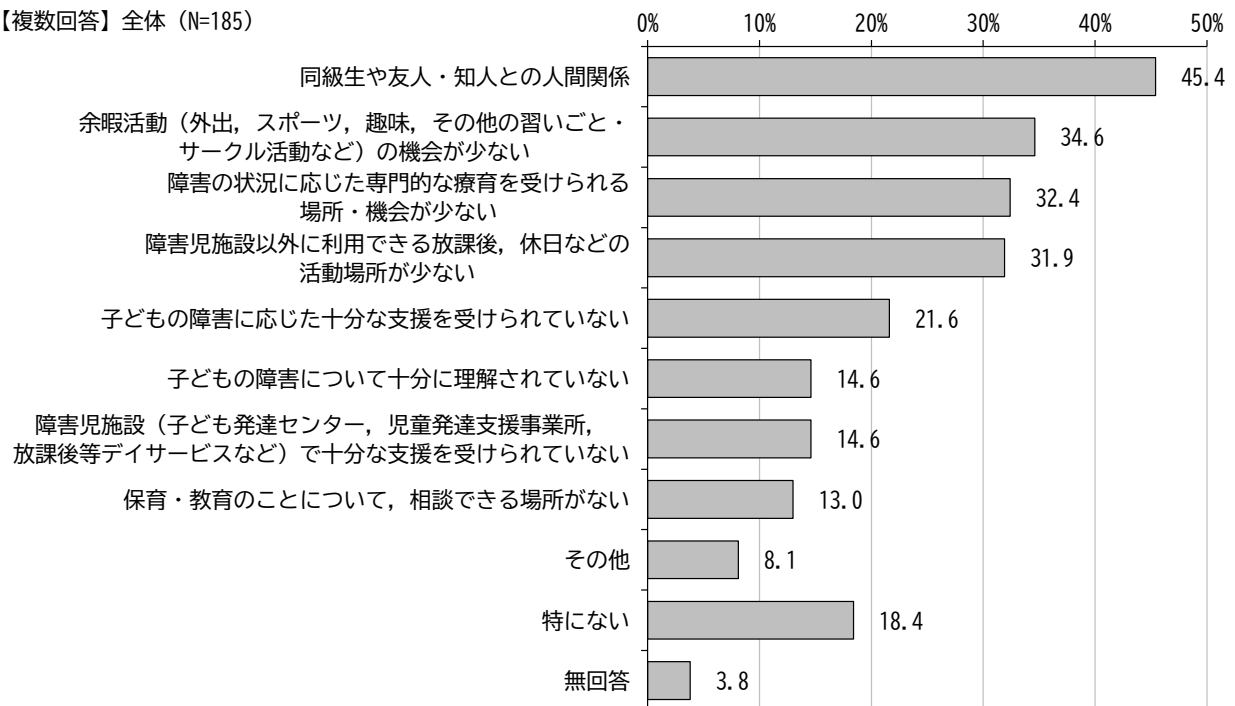
【複数回答】全体 (n=134)



(問) 日常生活で不安や課題と感じていることはありますか。(いくつでも○)

(18歳未満：問14)

【複数回答】全体 (N=185)



第3期計画期間の振り返りと課題

サービス種別	単位	第3期障害児福祉計画			
		区分	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度(推計) (2026 年度)
児童発達支援	延べ利用日数 (日)	計画	18,973	19,729	20,485
		実績 (計画比)	18,989 (100.0%)	19,633 (99.5%)	21,650 (105.6%)
	実利用者数 (人)	計画	252	262	272
		実績 (計画比)	279 (110.7%)	289 (110.3%)	275 (101.1%)
放課後等 デイサービス	延べ利用日数 (日)	計画	51,000	52,200	53,400
		実績 (計画比)	50,742 (99.4%)	53,160 (101.8%)	59,983 (112.3%)
	実利用者数 (人)	計画	460	470	480
		実績 (計画比)	477 (103.6%)	532 (113.1%)	565 (117.7%)
居宅訪問型 児童発達支援	延べ利用日数 (日)	計画	24	24	24
		実績 (計画比)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	実利用者数 (人)	計画	2	2	2
		実績 (計画比)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
保育所等 訪問支援	延べ利用日数 (日)	計画	171	180	189
		実績 (計画比)	192 (112.2%)	259 (143.8%)	271 (143.3%)
	実利用者数 (人)	計画	19	20	21
		実績 (計画比)	19 (100.0%)	25 (125.0%)	21 (100.0%)

- 新たに事業所開設を検討する事業者への開設相談や、開設経費に係る補助金による支援を行い、サービスの拡大と活動場所の整備を進めました。
- 子ども発達センターでは、保護者の就労等による児童の預かりニーズに対応するため、令和7年6月より通園事業（児童発達支援）の延長支援を開始しました。

- 保護者の就労、保育園等での障害児の受入れの拡大や、ニーズの多様化に対して、子ども発達センターでの事業における対応が課題となっています。
- 令和8年度に、市内3か所目となる重症心身障害児を対象とした児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が開設しています。
- 放課後等デイサービスについては、新規事業所の開設もあり、計画以上に実績は拡大していますが、なおニーズに対して提供体制が不足する状況が続いています。また、肢体不自由児、強度行動障害児などの重度の児童が利用できる事業所も限られています。
- 市が設置する放課後等デイサービス「ぴっころ」については、実施場所である総合福祉センターの移転に伴い、新たに送迎サービスの実施への要望があります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、子ども発達センターで事業を実施していますが、現在まで利用希望者はなく実績也没有ありません。

サービス提供体制の状況

(1) 事業所数（令和8年9月時点）

サービス種別	調布市	（参考）		
		府中市	三鷹市	東京都全域
児童発達支援	14 か所	26 か所	10 か所	1,103 か所
放課後等デイサービス	28 か所	32 か所	16 か所	1,499 か所
居宅訪問型児童発達支援	1 か所	0 か所	0 か所	16 か所
保育所等訪問支援	1 か所	5 か所	4 か所	240 か所

(2) 新規事業所の開設状況 ※現行計画期間（令和6年度以降）

開設時期	サービス種別（定員）	備考
令和6年7月	児童発達支援・放課後等デイサービス（10）	多機能型
令和6年8月	児童発達支援・放課後等デイサービス（10）	多機能型
令和7年5月	児童発達支援・放課後等デイサービス（10）	多機能型
令和7年5月	放課後等デイサービス（10）	
令和7年10月	児童発達支援（10）	
令和8年9月	児童発達支援・放課後等デイサービス（5）	多機能型、重症心身障害児対象

第4期計画におけるサービス見込み

【サービス見込み量の考え方（案）】

- 利用ニーズの拡大は継続しており、特に放課後等デイサービスは引き続き提供体制の整備が必要と考え、利用量の増加を見込みます。
- 量的拡大だけでなく、肢体不自由児、強度行動障害児など、現在の提供体制においては利用できる事業所が限られる児童の通所先の確保に優先して取り組みます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、子ども発達センターでの事業利用者を主として見込みます。
- 保育所等訪問支援は、子ども発達センターでの事業利用者のほか、近隣市の民間事業所の事業利用者も含めて見込み量として定めます。

サービス種別	単位	第3期実績		第4期障害福祉計画(案)		
		R7年度	R8年度 (推計)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)
児童発達支援	延べ利用日数 (日)	19,633	21,650	※今後の議論を踏まえ、第4回委員会において提示予定		
	実利用者数 (人)	289	275			
放課後等 デイサービス	延べ利用日数 (日)	53,160	59,983			
	実利用者数 (人)	532	565			
居宅訪問型 児童発達支援	延べ利用日数 (日)	0	0			
	実利用者数 (人)	0	0			
保育所等 訪問支援	延べ利用日数 (日)	259	271			
	実利用者数 (人)	25	21			

【提供体制確保のための方策】

※今後の議論を踏まえ、第４回委員会において提示予定

成果目標（障害児支援の提供体制の整備等）

（１）第３期計画期間の振り返り

第３期計画における国の基本指針に基づき、「障害児支援の提供体制の整備等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標１】「児童発達支援センター」の設置

①第３期計画における成果目標

令和２年１０月から、市が設置する「調布市子ども発達センター」が「児童発達支援センター」として指定を受けており、設置済みとなります。引き続き地域における中核的な支援機関として、児童と保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

②取組状況

発達相談コーディネーターを配置し、ライフステージの移行期における本人や家族、関係機関等との連携及び支援サービスのコーディネートを行いました。また、市民や子ども施設職員を対象とした講演会や研修を実施し、発達に関する理解促進を図りました。さらに、地域の幼稚園、学童クラブ、放課後等デイサービス事業所等に対し、子どもの関わり方や環境整備に関する助言等の施設支援を実施しました。

令和４年度末の児童発達支援センター数		１か所
令和８（２０２６）年度末の児童発達支援センター数	目標値	１か所
	実績	１か所

【目標２】障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

①第３期計画における成果目標

市では、「調布市子ども発達センター」が保育所等訪問支援を実施しています。

保育所等訪問支援の提供体制を拡充するとともに、子ども発達センターの専門職による巡回支援事業等の子ども施設への支援を充実させ、保育所や幼稚園、小学校等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。

②取組状況

子ども発達センターの作業療法士や理学療法士が保育所や幼稚園等を訪問し、専門的

な支援を行いました。また、小学校入学後も継続して訪問し、集団生活への適応を支援しました。

【目標３】重症心身障害児を支援する施設の確保

①第３期計画における成果目標

現在市内には重症心身障害児を主な対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が２か所あります。地域で生活する重症心身障害児や医療的ケア児は増加傾向にあり、今後もニーズが見込まれることから、引き続き事業所の増加を図るため、事業者との協議や開設支援を進めます。

②取組状況

令和８年９月に新たに市内で重症心身障害児を主な対象とする多機能型事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が開設しました。市では、事業所の開設準備経費に係る補助を行いました。

令和４年度末の事業所数		児童発達支援	２か所
		放課後等デイサービス	２か所
令和８（２０２６）年度末の事業所数	目標値	児童発達支援	３か所
		放課後等デイサービス	３か所
	実績	児童発達支援	３か所
		放課後等デイサービス	３か所

【目標４】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

①第３期計画における成果目標

協議の場については、令和３年２月から設置している「医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、医療的ケア児への支援体制の充実に向け、関係機関と課題共有を行い、引き続き連携を図ります。

コーディネーターについては、「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」として、障害福祉課での障害者福祉医療等相談員（看護師）の配置を継続し、医療・福祉両面における支援のコーディネートを行います。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進め、地域における医療的ケア児等の相談支援体制の整備を進めます。

②取組状況

協議の場については、「医療的ケア児支援関係機関連絡会」を開催し、医療的ケアを必要とする障害児とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において、安心して生活を営むことができるよう、継続的な支援に関する関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図りました。

コーディネーターの配置については、障害福祉課での障害者福祉医療等相談員の配置のほか、関係部署職員における養成研修の受講を進めました。

令和４年度末のコーディネーター ^(※) 配置数		４人
令和８（２０２６）年度のコーディネーター配置数	目標値	１０人
	実績	１２人（Ｒ７年度）

※ 東京都が実施する「医療的ケア児コーディネーター養成研修」を修了した職員

（２）第４期計画における成果目標

【目標１】重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

○ 国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和１１年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。

- （一）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- （二）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- （三）地域のインクルージョン推進の中核としての機能（保育所等訪問支援等の活用）
- （四）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

また、インクルージョン推進のため、令和１１年度末までに、各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

○ 調布市の考え方

児童発達支援センターの中核的な支援機能については、引き続き取組を推進し、地域における支援の連携・強化を図ります。

協議の場については、これまで「ｉーファイル」の検討等を行っている「調布市障害児等福祉教育連携会議」を通じて、障害児等に対する切れ目ない支援の実施や円滑な引継ぎ等、必要な連携体制の検討を行っていきます。

【目標２】主に重症心身障害児を支援する事業所の確保等

○ 国の基本指針

令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保する。

○ 調布市の考え方

現在市内には重症心身障害児を主な対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が 3 か所あります。地域で生活する重症心身障害児や医療的ケア児は増加傾向にあり、今後も市内事業所の定員充足状況を見極めながら、必要に応じて事業所の増加を図るため、事業者との協議や開設支援を進めます。

令和 8 年 9 月時点の事業所数		児童発達支援	3 か所
		放課後等デイサービス	3 か所
令和 11(2029)年度末の事業所数	目標値	児童発達支援	4 か所
		放課後等デイサービス	4 か所

【目標３】医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○ 国の基本指針

令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

○ 調布市の考え方

協議の場については、「医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、医療的ケア児への支援体制の充実に向け、関係機関と課題共有を行い、引き続き連携を図ります。

コーディネーターについては、「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」として、障害福祉課での障害者福祉医療等相談員（看護師）の配置を継続し、医療・福祉両面における支援のコーディネートを行います。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進め、地域における医療的ケア児等の相談支援体制の整備を進めます。

令和 7 年度末のコーディネーター配置数	12 人
----------------------	------

令和 11(2029)年度のコーディネーター配置数	目標値	15 人
---------------------------	-----	------

【目標 4】 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

○ 国の基本指針

令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。

○ 調布市の考え方

子ども発達センターにおいて障害児相談支援の提供体制の充実を図りつつ、障害児及びその家族への相談支援体制の充実に取り組みます。